

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和6年11月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル名取愛島店
名取市愛の杜一丁目1-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社鶴見屋商店 代表取締役 阿部栄一
名取市増田二丁目1番2号
第一リース株式会社 代表取締役 向島亨
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

- 4 変更の年月日
別紙のとおり
- 5 届出年月日
令和6年11月1日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 7 縦覧期間
令和6年11月26日から令和7年3月26日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。

○別紙

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

設置者		住所	備考
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
株式会社鶴見屋商店	代表取締役 阿部栄一	名取市増田二丁目1番2号	
第一リース株式会社	代表取締役 吉田勝彦	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	

(変更後)

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
株式会社鶴見屋商店	代表取締役 阿部栄一	名取市増田二丁目1番2号	
第一リース株式会社	代表取締役 向島亨	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	代表者の氏名変更(令和6年4月1日)

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

設置者		住所	備考
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 真船幸夫	福島県郡山市谷島町5番42号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森竜馬	福岡県朝倉市一木1148番地の1	

(変更後)

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大高耕一路	福島県郡山市谷島町5番42号	代表者の氏名変更(令和6年3月1日)
株式会社大創産業	代表取締役 矢野靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森竜馬	福岡県朝倉市一木1148番地の1	